

これからの開業手段についてその3

今月は3月からのシリーズの最終回で、「他人運営のクリニックを引き継ぐ」について少し触れたいと思います。

減額と言う意味での保険制度が変わり行く中、開業当初のインシヤルコスト（初期投資）を懸念される先生方が増えています。特にレントゲンを購入されたり、白内障の手術をされる眼科の先生など、内装代等にも依りますが、場合によっては億の単位になってしまう事もあります。

流行るのかどうか分からない中で、これだけの支出は二の足を踏むのも仕方ないことだと思います。

そこで他人運営のクリニックになるのですが、このスキームはタイミングが合わないと思われません。

片方の先生は辞めたいあるいは急逝されたなど、もう片方の先生は開業しようかな、というタイミングで正確な情報を入手する事が出来るかでしょう。日頃診療をされている先生にとって、医師会や薬の卸、MR等からの情報があるものと思われそうですが、張り巡らせたアンテナから取り入れる事も重要です。

では、そのような効果があるのか、を検証します。

① メリット

- ・ インシヤルコストが少ない
- ・ 患者さんを引き継ぐ事が出来る
(営業権としてお金を支払う事も)
- ・ 医療器械などが揃っている
(老朽化の場合は交換が必要)

② デメリット

- ・ 街が古く高齢化している
(高齢者のみを受け入れない場合)
- ・ 開業された先生をいつまでも慕う
- ・ 必要のない財産まで承継しなくてはならない場合

最終的にはどの部分を優先させるのかになります。これらの問題を解決して余りある経営が出来れば理想的と言えるでしょう。

東日本大震災復興支援

貸付限度額 倍増

厚生労働省は、東日本大震災で被害を受けた医療機関などの早期復旧を支援するために、所管する独立行政法人福祉医療機構による融資率や貸付限度額などの引き上げを、3月15日に続けて4月1日にも行いました。

被災した医療機関への貸付限度額は、建築費が病院向け14.4億円、診療所向けが10億円、長期運転資金としては、病院3000万円、診療所が600万円といずれも倍増となります。また、病院向けに医療機械（1品5000万円以上）に対する14.4億円限度の貸付を新設しました。

<災害復旧貸付の概要>

(利率は平成23年4月1日現在)

◇医療貸付事業について

- | 貸付限度額 | 通常 | 優遇措置 |
|-------------|--------|----------|
| 病院（建築）・・・ | 7.2億円 | ⇒ 14.4億円 |
| 診療所（建築）・・・ | 5億円 | ⇒ 10億円 |
| 病院（機械）・・・ | — | ⇒ 14.4億円 |
| 診療所（機械）・・・ | 2500万円 | ⇒ 5000万円 |
| 病院（長期運転資金） | 1500万円 | ⇒ 3000万円 |
| 診療所（長期運転資金） | 300万円 | ⇒ 600万円 |
- ・ 融資率
通常貸付時融資率・・・ 75%又は80% ⇒ 90%
 - ・ 貸付利率
通常の貸付利率・・・1.3%～2.4% ⇒ 0.4%～1.5%
(1000万円まで、貸付後3年間)
 - ・ 償還期間
機械整備・・・5年以内（6ヶ月措置）
⇒ 5年6ヶ月以内（1年措置）
長期運転資金・・・3年以内（6ヶ月措置）
⇒ 3年6ヶ月（1年措置）

また、社会福祉施設等に対しても、融資率引き上げをはじめ貸付利率の引き下げなどの優遇措置を行っています。

問合せ先：独立行政法人福祉医療機関

Medical News 2011.5.2号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL：06-6228-3345 FAX：06-6228-3346

E-mail：mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp